改正後

（施設の新設等の許可申請及び届出）

第一条　造船法（昭和二十五年法律第百二十九号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第一号書式の許可申請書を提出するものとする。

一　氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）

二～五　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一　定款、最近の貸借対照表及び損益計算書並びに現に行っている事業の概要を説明した書類

二・三　（略）

四　法第四条第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することを説明する書類

３　法第二条第二項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。

一・二　（略）

三　工事の完了又は施設の譲受け若しくは借受けによる引渡しの完了年月日

（許可を要する設備）

第二条　法第三条第一項の設備は、次の各号に掲げるものとする。

一　造船台（平均潮高時における陸上耐圧部（堰扉を有する場合は乾水できる部分を含む。）の長さが五十メートル以上のものに限る。）

二　船舶の製造のための船殻の取付け及びブロックの搭載の用以外の用のみに供するドック（渠底平坦部の長さが五十メートル以上のものに限る。）

三　前号のドック以外のドック（渠底平坦部の長さが五十メートル以上のものに限る。）

四　船舶の製造のための船殻の取付け及びブロックの搭載の用以外の用のみに供する引揚船台（平均潮高時における陸上耐圧部の長さが五十メートル以上のものに限る。）

五　（略）

（設備の新設等の許可申請及び届出）

第三条　法第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第二号書式の許可申請書を提出するものとする。

一・二　（略）

三　前号の施設によって行う事業の種類

四・五　（略）

２　前項の許可申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・二　（略）

三　法第四条第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することを説明する書類

３　（略）

（事業の開始等の届出）

第四条　法第五条第一項の規定により事業開始の届出をしようとする者は、工場ごとに、第三号書式による届出書に、第一条第二項第一号（貸借対照表及び損益計算書を除く。）及び第二号に規定する書類及び図面（次項において「添付書類」という。）を添えて提出するものとする。

２　（略）

３　法第五条第二項の規定により、事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、休止又は廃止の日から二月以内に第四号書式の届出書を提出するものとする。

改正前

（施設の新設等の許可申請及び届出）

第一条　造船法（昭和二十五年法律第百二十九号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第一号書式の許可申請書を提出するものとする。

一　氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）

二～五　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一　定款、最近の貸借対照表及び損益計算書並びに現に行つている事業の概要を説明した書類

二・三　（略）

四　法第三条の二第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することを説明する書類

３　法第二条第二項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。

一・二　（略）

三　工事の完了又は施設の譲受若しくは借受による引渡の完了年月日

（許可を要する設備）

第二条　法第三条第一項の設備は、左の各号に掲げるものとする。

一　造船台（平均潮高時における陸上耐圧部（せきとびらを有する場合は乾水できる部分を含む。）の長さが五十メートル以上のものに限る。）

二　船舶の製造のための船こくの取付け及びブロツクのとう載の用以外の用のみに供するドツク（きよ底平たん部の長さが五十メートル以上のものに限る。）

三　前号のドツク以外のドツク（きよ底平たん部の長さが五十メートル以上のものに限る。）

四　船舶の製造のための船こくの取付け及びブロツクのとう載の用以外の用のみに供する引揚船台（平均潮高時における陸上耐圧部の長さが五十メートル以上のものに限る。）

五　（略）

（設備の新設等の許可申請及び届出）

第三条　法第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第二号書式の許可申請書を提出するものとする。

一・二　（略）

三　前号の施設によつて行う事業の種類

四・五　（略）

２　前項の許可申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・二　（略）

三　法第三条の二第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することを説明する書類

３　（略）

（事業の開始等の届出）

第四条　法第六条第一項の規定により事業開始の届出をしようとする者は、工場ごとに、第三号書式による届出書に、第一条第二項第一号（貸借対照表及び損益計算書を除く。）及び第二号に規定する書類及び図面（次項において「添付書類」という。）を添えて提出するものとする。

２　（略）

３　法第六条第二項の規定により、事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、休止又は廃止の日から二箇月以内に第四号書式の届出書を提出するものとする。